○総務省告示第

号

線電話局の選択呼出装置の技術的条件を定める件) 年四月二十三日郵政省告示第三百四十一号(無線設備規則第九条の二第二項の規定による航空移動業務の無 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第九条の二第二項の規定に基づき、 の一部を次のように改正する。 昭和四十五

P和 年 月 日

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄

総務大臣

高市

早苗

に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

一 航空局の選択呼出装置の技術的条件

1~5 「略]

6 選択呼出信号を構成する二のトーン・パルスの各トーン信号は、 次の表に掲げる周波数のトーン信号であつて、それぞれの周波数が 異なるものから選択されるものであること。

r				
トーン信号	区別	[略]	赤S	<u>赤 T</u>
1 1 1 1	周波数(Hz)	[略]	1479.1	<u>329.2</u>
I I				
<u>赤 U</u>	<u>赤 V</u>	<u>赤 W</u>	<u>赤 X</u>	<u>赤 Y</u>
<u>365.2</u>	<u>405.0</u>	449.3	<u>498.3</u>	<u>552.7</u>
<u>赤 Z</u>	赤 1	<u>赤 2</u>	赤 3	<u>赤 4</u>
<u>613.1</u>	<u>680.0</u>	<u>754.2</u>	<u>836.6</u>	927.9
<u>赤 5</u>	<u>赤 6</u>	<u>赤 7</u>	赤 8	<u>赤 9</u>
1029.2	<u>1141.6</u>	1266.2	1404.4	<u>1557.8</u>

7~8 [略]

二~三 「略〕

一 航空局の選択呼出装置の技術的条件

1~5 「同左〕

6 選択呼出信号を構成する二のトーン・パルスの各トーン信号は、 次の表に掲げる周波数のトーン信号であつて、それぞれの周波数が 異なるものから選択されるものであること。

改正前

トーン信号	区別	[同左]	赤S
	周波数(Hz)	[同左]	1479.1

7~8 [同左]

二~三 [同左]

備考 表中の[]及び下線の記載は注記である。